

とくしま「すぎの子木育広場」キット運営者公募要領

1 目的

徳島県では「徳島県県産材利用促進条例」（平成25年4月1日施行）により、「普及啓発」として木育（県民の生活に必要な物資としての木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動をいう。）の推進に努めることとしています。

これに基づき、徳島県では主に子育て世代が、直接木に触れ、木の魅力や優れた性質の理解を深めることができる広場を「とくしま『すぎの子木育広場』」（以下、「木育広場」という。）とし、県が開発した「とくしま『すぎの子木育広場』キット」（以下、「キット」という。）を活用しながら、県下全域で木育の活動を広げてきました。

このたび、さらなる木育の推進と、県産材の利用拡大を図るため、キットを活用して木育広場を運営する新たな団体・法人等を募集します。

2 公募の内容等

県が開発したキットを使用して木育広場を運営する、新たな団体・法人等を募集します。

（1）キットの内容

内容	サイズ	個数
県産材フローリング（4 畳分）	900×900mm	8 枚
県産材ボールプール枠	1,100mm 四方程度	1 台
県産材ボールプール用木球	Φ48mm 程度	890 個
県産材積木	40×10×160mm	200 個
県産材ドミノ	40×10×80mm	200 個
県産材円柱積木 A	Φ39×35mm	30 個
県産材円柱積木 B	Φ39×70mm	30 個
木育普及パネルセット	B2 パネル×2 枚	1 式
木育広場サインプレート	295×310mm	1 枚

※キットの内容はリユース品となる場合があります。

※原則、全て設置してください。

（2）設置・運営について

- キットの運搬及び設置については、運営者が行うこと。
- キットは無償貸与とし、原則 5 年間継続して使用すること。
- 徳島県及び徳島木のおもちゃ美術館を通じた情報発信に協力すること。
- 徳島木のおもちゃ美術館と連携を図り、キットを活用した木育活動に務めること。
- 徳島県が行う木育広場運営状況の調査に協力すること。
- キットは安全に配慮して管理・使用し、万一事故のあるときは借受側で責任を持って対処すること。

（3）公募運営者件数

3 件（1 申込者に 1 件の応募とします）

(4) 公募期間

令和6年2月7日（水）から令和6年3月15日（金）まで

(5) 応募条件

応募資格者は、次の要件を満たす者とする。

- ア 県産材利用促進条例に定める木育に賛同する、徳島県内に本社か事務所がある団体であること。
- イ 木育広場を、不特定多数の者が訪れる展示効果の高い場所に設置できる団体であること。
- ウ 木育広場設置後、継続して木育活動が行える団体であること。
- エ 木育を推進する木育担当者を設置し、キットの適切な管理と、木育を推進する体制があるもの。
- オ 木育担当者は、木育についての知識・技能を学ぶため、令和6年度に徳島県が開催する木育研修を受講し、そこで学んだ知識・技能を生かして、木育の推進を計画的に行うこと。（木育研修に関する詳細は、来年度に通知します。）
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産法の申し立てをし、又は申し立てがなされている者及びこれらの手続中にある者でないこと。
- キ 団体の設立目的や活動内容が、政治、宗教、思想などに偏っていないこと。
- ク 反社会的勢力でないこと、または反社会的勢力と密接な交友関係を有するものでないこと。

3 応募について

(1) 応募の方法

ア、イの書類に、ウの添付資料を添えて、各1部提出してください。

ア 応募申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ その他の添付資料

- ・3か年の税務申告書類一式（過去3年以内に税の滞納処分がない書類）
- ・定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、これに類するもの）
- ・直近の決算書又はこれに類する書類
- ・団体、法人の概要がわかる資料（パンフレット等）

(2) 提出期限

令和6年3月15日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

電子メール、郵便又は持参により提出してください。

※郵便の場合は、書留郵便又は配達証明によること。

(4) 提出先及び問い合わせ先

徳島県農林水産部スマート林業課 木材需要・木育担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電子メール smartringyouka@pref.tokushima.jp

電話 088-621-2484 ファクシミリ 088-621-2861

4 応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となります。

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 応募資格の要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 公募要領に違反すると認められる場合
- オ 応募者による活動履行が困難であると判断された場合
- カ その他不正な行為があったと県が認めた場合

(2) その他

- ア 応募は1申込み者につき1件とする。
- イ 応募申込書の提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認められない。
- ウ 提出された応募関係書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- エ 必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。

5 応募書類等に係る質問

(1) 質問の受付期限

令和6年3月1日（金）午後5時まで（必着）

(2) 質問の提出

質問は、（様式第3号）により提出先まで電子メール又はファクシミリにより送付してください。なお、送付後に必ず電話で着信を確認してください。

6 審査及び結果通知

(1) 審査方法

提出された申請書をもとに審査を行い、運営者を決定します。申請書の書面審査を原則としますが、申込者の現地調査を併せて行う場合があります。また、審査経過については公表しません。

(2) 主な評価内容

書類審査では、下記の項目を考慮し、総合的に判断します。

- ア キット設置場所のロケーションは妥当であるか。
- イ キットの使用方法が目的に即しており、かつ有効であるか。また、維持管理を適切に行えるかどうか。
- ウ 木育を推進するうえで、活動内容は適切であるか。
- エ 木育を推進するための工夫が妥当な内容であるか。
- オ 徳島木のおもちゃ美術館等と連携しながら、継続して木育を推進できる団体かどうか。

(3) 結果の通知

審査を受けたすべての応募者に対し、結果を文書により通知します。

(4) 審査の結果、運営者となった団体の連絡担当者の方は、キットの設置に向けた打合せを行いますので、協力をお願いします。

(5) 審査の結果、適切な応募者がいない場合は、再募集を行います。

7 参加辞退

応募申込書の提出後、都合により応募を辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出してください。なお、辞退届の提出は、電子メール、郵便又は持参によるものとします。

※郵便の場合は、書留郵便又は配達証明によること。